（令和8年6月時点）

従来の健康保険証は有効期限が終了しています。

※ 有効期限切れに気付かず持参した場合は、利用可能としていましたが、
その対応も2026年7月31日で終了です。

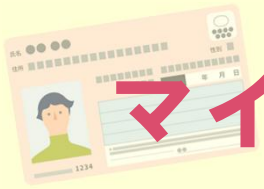

医療機関・薬局の受付では、
マイナ保険証か資格確認書を。

マイナ保険証・資格確認書について

マイナ保険証 とは

- 健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードが、マイナ保険証です
  ※「マイナ保険証」という新たな証明書が交付されるわけではありません
- 利用登録状況はマイナポータルでご確認できます
- 資格確認書を使っているという方も、ぜひ切り替えをお願いします

マイナ保険証の基本的な情報をまとめたガイドはこちら

資格確認書 とは

- マイナ保険証の利用登録をしていない方などに、保険者から交付されます
- 「資格情報のお知らせ」とは異なるものですのでご注意ください
- 保険者により、大きさ・色・形・提供方法（カード・紙または電子）などは異なります
- ご利用前に、書類上部に「資格確認書」と記載されているかご確認ください

マイナ保険証のメリット

過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる

突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる

救急現場で、搬送中の適切な処置や搬送先の選定などに活用される

など

マイナ保険証の始め方

受診する際にマイナンバーカードをお持ちください

マイナ保険証の利用登録をしていない場合も、医療機関・薬局にマイナンバーカードをお持ちいただくと、その場で登録できます。
裏面を参照の上、利用登録状況を確認し、必要に応じて登録をお願いいたします。

マイナ保険証の利用登録状況と、電子証明書の有効期限のご確認をお願いいたします！

マイナ保険証の利用登録状況の確認方法

1. ・スマートフォン
   ・マイナンバーカード
   を用意します

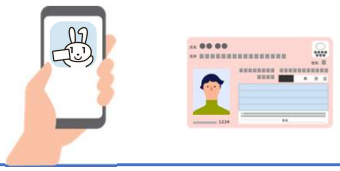

2. 「マイナポータル（モバイルアプリ）」にログインします。

3. 「健康保険証」を押します

4. 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください

「未登録」の方は、画面に表示される「**登録**」をタップすると**その場で登録完了できます！**

あわせて確認！電子証明書の有効期限

- マイナンバーカードには、“ログインした者が、あなたであること”を証明するための電子証明書が搭載されています。
- 電子証明書には、有効期限が設定されています（確認方法は右図参照）。有効期限通知書がお手元に届きましたら、お早めに更新をお願いします。
- なお、電子証明書の有効期限切れから3カ月間※は、引き続きマイナ保険証で受診できます。ただし、保険資格情報の提供のみで、診療情報・薬剤情報等の提供はできません。
  - ※ 有効期限満了日が属する月の末日から3カ月間
  - ※ スマートフォンのマイナ保険証については、実物のマイナンバーカードの有効期限まで

よくある質問

2026年8月1日以降に、従来の健康保険証を持参した場合はどうなるの？

有効な保険資格とご本人であることの確認ができるもの（マイナ保険証等）を他にお持ちでなく、その場で保険資格等の確認ができない場合は、従来の健康保険証を忘れた場合と同様の対応が基本となります。
受付職員の案内に従ってください。

マイナ保険証についてのよくある質問はこちら

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**（マイナンバー）
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く） 平　日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナ保険証についてもっと知りたい方はこちら

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare